

1. 法務大臣認証のかいけつサポート機関

社労士会労働紛争解決センター富山(以下、「解決センター」といいます。)は、富山県社会保険労務士会が法務大臣の認証(平成22年認証第80号)を得て設置し、運営する民間の紛争解決機関(通称ADR機関)です。また、厚生労働大臣指定の個別労働紛争解決機関となっています。

2. 対象とする紛争について

解決センターが対象とする紛争は、労働者とその事業主との間の個別的な労働関係紛争であること(集団的労働紛争は取り扱うことができません。)に限られます。

3. 解決センター利用の方法

解決センターを利用するには、このしおりに記載している富山県社会保険労務士会内の解決センターに申し出てください。用紙は窓口に備え付けてあります。提出された申立書によって、対象となる紛争かどうか確認して、対象となる事案であれば申出を受理致します。

4. 紛争を解決する方法

解決センターでは、紛争当事者の自主的解決の努力を援助する立場で、関係の法律、判例などに精通し、解決実務に経験のあるあっせん委員が解決のあっせんに致します。あっせんは解決センター内のあっせん室で当事者に交互にお話を聴き、助言を行い、必要な場合はあっせん案を示して和解への合意を図ります。

5. あっせん委員の選任について

事案を担当するあっせん委員は、申立受理後ただちにあっせん委員名簿の中から、解決センターのセンター長が指名します。原則として担当あっせん委員は2名です。なお、各事案ごとに弁護士の助言を受けるようになっていますので、弁護士があっせん委員に加わることもあります。

上記のあっせん委員は、当会の会員の特定社会保険労務士で、あっせん代理を行うための特別研修を受け、試験に合格した者で、さらに、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者です。なお、弁護士のあっせん委員は富山県弁護士会の推薦を受けて選任します。

6. 相手方の手続参加の確認

解決センターであっせん申立を受理すると、直ちに相手方へ書面で、あっせんの申立のあったことを通知し、あっせんに参加し紛争解決の意思があるかどうかを確認する期日を定めた文書で諾否の回答を求めます。

相手方があっせんを利用するときは、文書による応諾の回答の他、電話等によって解決センターへ通知することができます。期日まで回答のない場合、また相手方があっせんに参加しないことを明らかにした場合にはあっせんは終了します。

相手方があっせんに参加する意思表示をした場合

には、当事者の都合を確認しながらあっせん期日の設定に移ります。

7. 手続きの進行について

あっせん手続の進行は、このしおりの手続概要図が代表的な進行パターンです。手続きの進行は、丁寧にかつ、公平に行うことを心掛けます。

8. 通知の方法

解決センターからの通知(事案の内容、手続の経過や結果等の書面)は簡易書留によります。(返金を伴い現金を扱う場合には現金書留を利用します。)それ以外の文書は、原則として普通郵便によります。ただし、確認や説明のため必要のある場合は電話等を利用することがあります。

当事者等からの連絡は文書以外の電話、ファクシミリでも受け付けます。

9. 関係書類の取扱いについて

関係書類の取扱いは次によります。

- ① 申立関係文書、手続実施の経緯やその結果の文書及びその関係資料は手続終了後10年間保存し、その後は修復不能な方法により処分します。
- ② 提出された証拠等の原本は原則としてその場でコピーして返却します。返却できなかった場合及び、コピーは上記①により取り扱います。

10. 秘密の管理

あっせんの手続は非公開です。また、関係書類も非公開とし、秘密保持の誓約書を提出している関係者以外に開示されません。

11. 手続途中のあっせん終了について

あっせんは、次の場合途中終了し、あっせん手続が終了した旨を書面で通知します。

- ① あっせん委員があっせん努力を尽くしたにもかかわらず和解に至らず、合意の見込みがないと判断した場合
- ② 当事者からあっせんに継続しない旨の書面での申出のあった場合

12. 費用について

あっせん申立時には、5,000円及び消費税の費用を現金で支払っていただきます。一度支払われた費用は原則として返却致しません。ただし、上の6の確認の際に相手方があっせんに参加しないことを明らかにした意思表示がなされて、あっせん手続が終了した場合には、支払われた5,000円及び消費税から通信費等の実費を差し引いた上で残金を返還します。(平成30年3月31日まで無料)

13. 苦情の取扱いについて

申し立てられた事案のあっせんの業務について苦情のある関係者は、いつでも苦情申出書によって苦情の申立ができます。申立のあった苦情については、調査の上、解決センター運営委員会が迅速に審理して、その結果を苦情申立者へ書面で通知します。